

## 特定医療費（指定難病）支給認定業務会計年度任用職員募集要項

### 1 募集人数

区分① 3名程度

区分② 1名程度

(※区分①及び②は、5 勤務条件等のとおり勤務時間のみが異なります。その他の条件等は同じです。)

### 2 業務内容

大阪市保健所で実施する特定医療費（指定難病）の支給認定に関する事務等

（市民等の電話・来客対応業務、データ入力、資料作成、文書発送、文書整理等その他事務補助全般）

### 3 応募資格

以下のいずれにも該当する者

- ・パソコンソフト（Word、Excel）の基本的な操作ができる者
- ・健康で、かつ意欲をもって職務を遂行すると認められる者
- ・地方公務員法第16条（欠格条項）に該当しない者

#### 【地方公務員法第16条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

・年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

（注）日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

### 4 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）

### 5 勤務条件等

#### （1） 勤務日数・時間

勤務日数は1日6時間の週5日間とし、勤務時間は下記のとおりとします。

- ・区分① 午前9時00分～午後3時45分（休憩45分：11:45～12:30）
- ・区分② 午前10時45分～午後5時30分（休憩45分：12:30～13:15）

#### （2） 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～翌年1月3日）

#### （3） 勤務場所

大阪市保健所管理課 保健事業グループ

大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000（あべのメディックス10階）

※令和8年度中に移転予定あり 移転先：大阪市中央区安土町3丁目1-3（旧ヴィアーレ大阪）

#### (4) 報酬等

報酬（月額）	176,436 円～196,620 円
期末手当（6月、12月に支給）	389,813 円～434,407 円（6月、12月の合計額）
勤勉手当（6月、12月に支給）	253,075 円～282,026 円（6月、12月の合計額）
年収見込	2,760,120 円～3,075,873 円

なお、上記の報酬等は募集時点のものであり、給与改定等により変更になることがあります。

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※期末手当は、1年目は6月期 1.2625 月×75%・12月期 1.2625 月です。再度の任用がなされた場合の2年目以降は 2.525 月分となります。

※勤勉手当は、1年目は6月期 1.0625 月×35%・12月期 1.0625 月です。再度の任用がなされた場合の2年目以降は 2.125 月分となります。

※上記のほか、通勤手当等が支給されます。

#### (5) 休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12 日 付与期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
特別休暇	<p><b>【有給】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・夏季休暇</li><li>・忌引休暇</li><li>・結婚休暇</li><li>・災害等による通勤等の出勤困難な場合</li><li>など</li></ul> <p><b>【無給】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・生理休暇</li><li>・妊娠障害休暇</li><li>・産前産後休暇</li><li>・配偶者分べん休暇</li><li>・育児参加休暇</li><li>・育児時間休暇</li><li>・<u>子の看護休暇※1</u></li><li>・<u>短期介護休暇※1</u></li><li>・ドナー休暇</li></ul> <p>（※1）別途取得要件あり</p>

※上記のほか、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（取得要件あり）

※本採用前に引き続いた在職期間（常勤職員等を含む）がある方は、この限りではありません。

#### (6) 社会保険

健康保険（大阪市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険

#### (7) 服務

- ・地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規定の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）については可能です。ただし、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用となるため、留意してください。

#### (8) その他

受験資格がないこと、申込の内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

## 6 選考方法及び選考日時、選考場所

### (1) 一次選考（筆記試験：択一式）

日時：令和8年2月6日（金）午前10時30分～午前11時30分（開場：午前10時00分）

（※受験票は発行しません。応募期間内に簡易書留にて申込書送付後、直接会場にご来場ください。試験会場にて受付します）

場所：大阪市保健所12階 研修室2

大阪市阿倍野区旭町1-2-7（あべのメディックス12階）

持ち物：筆記用具（黒鉛筆・消しゴム・ボールペン）

時計（時計機能だけのものに限る）

※ 当日、午前10時00分より受付開始、試験は10:30から一斉開始となります。

※ 試験開始時刻より15分以上遅刻した場合、受験をお断りいたします。

（筆記試験内容について）

指定難病について（15問程度）、一般常識、基礎能力等（10問程度） 計25問

指定難病については検索サイトにて「大阪市 難病」で検索、「[大阪市：指定難病医療費助成制度（難病法に基づく制度）](#)」【ページ番号：428016】からの各リンク先ページより出題します。

- ・試験範囲①：[指定難病医療費助成制度の概要について](#)（ページ番号：428077）
- ・試験範囲②：[医療費助成制度の対象となる医療等について](#)（ページ番号：428112）
- ・試験範囲③：[医療費の償還請求手続](#)（ページ番号：428590）

※なお、各ページに添付されているファイル・リンク先は問題に含めません。

### (2) 二次選考（面接試験）

一次選考合格者のみを対象とし、下記2日のうち、いずれかの日程で別途通知（2月12日頃）します。

日時：令和8年2月24日（火）9:30～17:00 又は 令和8年2月25日（水）9:30～12:00

場所：大阪市保健所10階 第4会議室

大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000（あべのメディックス10階）

※ 面接試験は両日とも9:30から順次開始となります。

※ 面接開始時刻より15分以上遅刻した場合、受験をお断りいたします。

## 7 応募方法

### (1) 提出書類

次の書類一式を封筒に入れ、「保健所（難病）会計年度任用職員 採用申込書等在中」と朱書きし、必ず簡易書留（簡易書留に準ずるものでも可）にて送付してください。

ア. 大阪市会計年度任用職員採用申込書（難病） 1通（所定様式に限る）

※過去3か月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※記入項目（職歴等）において、記入欄が不足する場合は、別紙等に記載し添付してください。

※申込区分を必ず選択してください。ただし、業務の決定にあたっては、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

イ. 申し立て書 1通（本市所定の様式に限る）

ウ. 結果通知用封筒 1枚（長形3号封筒に110円切手を添付し、宛先を記載したもの）

### (2) 受付期間

令和8年1月19日（月）～令和8年2月3日（火）まで【当日必着】

※持参の場合は、平日午前9時00分～午後5時00分まで

(3) 申込送付・提出先

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000 (あべのメディックス 10 階)

大阪市保健所管理課 (保健事業グループ) 特定医療費 (指定難病) 担当

(4) その他

- 試験において受験票は発行しませんので、試験当日は直接試験会場にお越しください。なお、筆記試験時間は 50 分間、面接試験は 10~15 分程度です。
- 簡易書留等以外の方法により送付された場合の事故等については責任を負いません。
- 郵送料不足の場合は受付できません。
- 提出いただいた書類は返却しません。
- 書類に不備がある場合は選考試験を受験できないことがあります。

8 結果発表

選考試験の結果については、合否に関わらず、受験者全員に通知しますので、お電話等でのお問い合わせには応じません。

一次選考：令和 8 年 2 月 12 日 (木) 発送予定

二次選考：令和 8 年 2 月 27 日 (金) 発送予定

9 採用候補者名簿への登録について

最終合格者のほかに、若干名を補欠合格者 (採用予定者) とし、合格発表と合わせて通知します。補欠合格者には、採用開始日である令和 8 年 4 月 1 日までの間ににおいて、採用予定者に欠員等が生じた場合、評定の上位者から順に別途ご連絡いたします。(採用を保証するものではありません。)

区分①又は区分②において欠員が生じた場合、申込と異なる区分でご案内する場合があります。

なお、補欠合格については、令和 8 年 3 月 31 日までを有効とします。

10 その他

- 選考試験において提出された書類等は、受付後返却しません。大阪市が収集した個人情報は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。
- 受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。
- 会計年度任用職員の給料・報酬などは、募集時点のものであり、給与改定等により変更になることがあります。また、採用予定者数や任用期間、勤務時間等が変更になることがあります。ご了承ください。

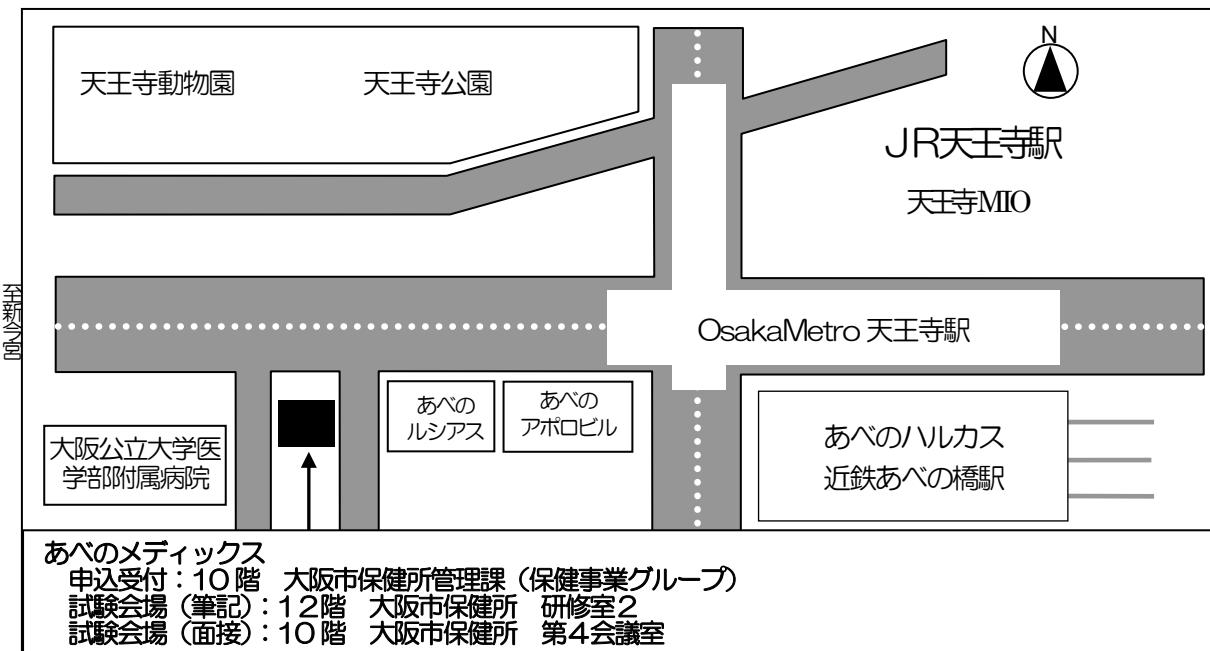
11 問い合わせ先

大阪市保健所管理課 (保健事業グループ) 特定医療費 (指定難病) 担当

〒545-0051 大阪市阿倍野区旭町 1-2-7-1000 (あべのメディックス 10 階)

電話：06-6647-0923 FAX：06-6647-0803

【 申込受付及び試験会場 】



## **応募にあたって**

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものですが、心得た上で、申込を行ってください。

### **【大阪市職員基本条例】(抜粋)**

#### **(倫理原則)**

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

#### **(職員倫理規則)**

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

### **【その他遵守すべき事項の例】**

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと